健康保険被保険者証の写しへのマスキング（黒塗り）について（お知らせ）

　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第９号）の施行に伴い、原則として本人確認等を目的として医療保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）の告知を求めることが禁止されることとなりました。

　つきましては、本市が発注する工事等に関し、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、下記のとおり取り扱うようお願いします。

記

１．当該写しの被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキング（黒塗り）を施すこと。

２．マスキング（黒塗り）が施されていない場合でも受け付けるものとするが、被保険者等記号・番号等にマスキング（黒塗り）が施されていない写しを受けた場合には、発注者においてマスキングを施すものとする。

（見　本）



松浦市役所　建設課　管理係